

平成29年度 旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表

(平成29年4月1日から適用)
(消費税含む)

種 類	受 入 具 体 例		単 価 (10kg毎に)	受入できないもの
がれき類 (埋立処理)	新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片 コンクリート破片等、アスファルト、コンクリート 土砂、土砂混じりのがれき類		10円	その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、グリース等) 一辺の大きさが1m以上のもの。
がれき類 (破砕リサイクル処理)	新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片 コンクリート破片等 (アスファルトは埋立処理となります。)		110円	その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、グリース等) 一辺の大きさが50cm以上のもの。
ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	モルタル及びヘーベルライト(ラスネット含むもの。) スレート板、板ガラスくず、ガラス繊維くず(グラスウール等。) タイルくず、廃陶磁器、耐火れんがくず、石くず(石材研磨くず等。)		50円	その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、グリース等)
廃プラスチック類	(A)	15cm未満	50円	その他、有害物質が付着したもの。 (農業、汚物、グリース、有機物、食品等) 中空のもの。(ストロー状、管状な もの) タンク類等。(一辺が15cm以上)
	(B)	1mまで	205円	
	(C)	1m以上	515円	
	廃タイヤ		205円	重機用タイヤ、トラック。
ホイル付き廃タイヤ		255円		
発泡スチロール(発泡トレイ、魚箱等・資材梱包発泡スチロール) ウレタン、スタイロフォーム		2,570円	その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、グリース等)	
金属くず	鉄、アルミ、ステンレス等の単一金属		50円	その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、グリース等)
安定型混合物(A)	安定型品目(がれき類、概ね15cm未満の廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず)の混合物で安定型埋立ができるもの。		50円	
安定型混合物(B)	安定型品目(がれき類、概ね15cm以上の廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず)の混合物で安定型埋立ができるもの。		515円	
石綿含有 産業廃棄物	石綿を含むPタイル、石綿板、石綿管、石綿スレート板等の非飛散性アスベストに 限ります。		255円	

※廃棄物の飛散防止等：トラック等の荷台に積載した廃棄物にはシート等を掛け、飛散の防止をお願いします。

※荷下ろし作業等：廃棄物の荷下ろし作業はお客様においてお願いいたします。また、容器からは廃棄物を出していただいております。尚、廃棄物の荷下ろし作業等には重機等の貸出はしておりません。

※廃棄物を容器ごと投棄する場合：フレコン袋、ビニール袋等で容器の材質が概ね15cm以上のプラスチックの場合は、該当する種類に基づき別途処理手数料をいただきます。

※廃棄物の種類、受入基準につきましては展開検査時に検査員によって判断させていただきます。不明な点は、展開検査員までお問い合わせください。

※処理手数料は、搬入の都度、現金でのお支払いをお願いいたします。

※申込書・契約書には、廃棄物の種類(その材質)ごとに記載して下さい。

※埋立処理する品目について『北海道循環資源利用促進税』が1トン当たり1,000円課税されます。

※上記、受入基準等は法律等が改正された場合には変更があります。当社ホームページにて御確認ください。

旭川廃棄物処理センター

旭川市江丹別町共和279-2

TEL・FAX(0166)63-4153

http://www.asahikawa-dpc.co.jp



安定型品目の注意事項

種類	受入基準等
がれき類 (埋立処理)	※安定型処分場において埋立処理が可能なもの。
がれき類 (破碎リサイクル処理)	※破碎リサイクル処理受入期間:6月~10月。 ※最大受入の大きさ:一辺が概ね50cm以下のもの。 ※破碎処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。
ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	※モルタル及びヘーベルライト(ラスネット含む。)の分類は陶磁器くずと金属くずの複合物となります。
廃プラスチック類	(A) ※大きさは、外形寸法が概ね15cm未満。
	(B) ※外形寸法が概ね15cm以上のもので埋立処分にともない、破碎処理が必要なもの。 ※受入の大きさ:概ね15cm以上から概ね1mまで ※破碎処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。
	(C) ※受入の大きさ:概ね1m以上
	※乗用車・ライトバン以下のタイヤの大きさ。(サイズ275/70R16以下の物) ※搬入前に事前連絡をしていただき、搬入日時を指定させていただきます。 ※トレー、魚箱などは洗浄してあるもの。 ※シールなどが付着していないもの。
金属くず	※再生利用ができないものは、埋立処理となります。 ※埋立処理をする場合は北海道循環資源利用促進税が課税されます。
安定型混合物(A)	※安定型品目に限ります。 ※発泡スチロール、ウレタン類が混合の場合は、発泡スチロール、ウレタンの単価(2,570円/10kg)となります。
安定型混合物(B)	※安定型品目に限ります。 ※発泡スチロール、ウレタン類が混合の場合は、発泡スチロール、ウレタンの単価(2,570円/10kg)となります。
石綿含有 産業廃棄物	※処理上、単体での受入。(他の廃棄物と混載時は、木板等で仮の中仕切りをしてください。参考:石綿含有廃棄物等処理マニュアル第2版) ※搬入前日までに、廃棄物データシートの提出をお願いします。搬入日時を指定します。 ※飛散を防止する為、運搬されるまでの間、覆いを設けたり梱包するなど必要な措置をして下さい。 (例:厚手のプラスチックシート二重梱包など)

